

令和 3 年 4 月 23 日

社会保障審議会障害者部会  
部会長 菊池 馨実 様

## 障害福祉サービスの在り方等について（主な検討事項案）への意見

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会  
会 長 井 上 博

## 1. 地域における障害者支援について

- ・障害の重度化・障害者の高齢化を踏まえた地域での生活の支援についてどう考えるか。特に、地域での自立生活の実現・継続を支えるサービスの在り方をどう考えるか。
- ・地域での自立生活への移行や継続を支えていくための相談支援の在り方についてどう考えるか。また、地域共生社会の実現に向けた改正社会福祉法による参加支援や地域づくりといった視点も踏まえ、地域生活に必要な暮らしの支援（地域生活支援事業の在り方）についてどう考えるか。

- ・地域共生社会、意思決定支援が理念となる中で、前提として、障害のある本人の意思決定によりサービスが選択できる仕組みとすることが重要であり、特に障害の重い利用者については体験、経験を通して本人の意思を最大限に反映する仕組みとすべきである。
- ・障害者支援施設は地域の中の「暮らしの場」の一形態と位置づけ、障害者支援施設の日中活動の場と施設入所支援の場を一層明確化し、それぞれの場の充実を図るとともに、施設入所支援は、地域移行、個室化、小規模化、ユニット化を促進し、強度行動障害の状態（同じ行動障害であっても行動関連項目 10 点の者と 20 点の者では生活のしづらさに大きな違いがある）等に応じた支援策の充実等を図り、権利擁護の視点を強化すべきである。
- ・障害のある方の望む暮らしの実現のため、暮らしの場の質（暮らしの質）を重視するとともに、サービスの質を評価する仕組みの導入を検討すべきである。
- ・日中活動（生活介護）は、地域での自立した生活の実現や継続を積極的に支援するものであることから、「生活介護」の名称を「社会生活支援事業」に変更し、自立と社会参加の促進を図るべきである。
- ・重度者や高齢者の利用が増えているグループホームについては、「訓練等給付」ではなく「介護給付」とし、世話人ではなくすべて生活支援員を配置すべきである。
- ・移動支援については、単に物理的な移動という意味だけでなく、重度者や高齢者については社会参加を推進するコミュニケーション支援の側面が強い。それらを踏まえ、基本サービスに位置付ける（地域生活支援事業ではなく個別給付とする）べきである。
- ・改正社会福祉法における重層的支援体制整備事業でも示されているように、地域での自立生活への移行や継続を支えていくためには、相談支援によって包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で支援を進めることで人と人とのつながりを基盤としたセ

ーフティネットを強化するとともに、地域全体の支援関係機関が相互に連携し、伴走支援する体制を構築する必要がある。そのためには基本相談支援の充実が不可欠であり、相談支援事業者が自立して安定的な事業運営が可能となるような仕組みとする必要がある。

- ・地域共生社会の実現に向け、重要な役割を担うと思われる地域生活拠点等の整備が必要である。地域の障害者の抱える生活課題に対し、きめ細やかな対応を行うことや地域生活拠点の整備と支援機能の強化とネットワーク化は必要不可欠であることから地域共生社会での役割・機能の明確化と機能強化を図る必要と合わせて持続的な事業運営ができる仕組みとする必要がある。

## 2. 障害児支援について

- ・障害児通所支援の在り方についてどう考えるか。特に、昨今の状況変化（女性の就労率の上昇等）やインクルージョンの観点も踏まえ、放課後等デイサービス・児童発達支援等がそれぞれに担うべき役割・機能をどう考えるか。
- ・いわゆる「過齢児」をめぐる課題についてどう考えるか。（円滑な移行に向けた仕組み、支援体制等）

- ・成人を対象とした障害福祉サービスは、生活する身近な市町村圏域においてサービスが整えられている一方で、障害のある児童の障害児入所施設は都道府県に数か所程度しか設置されておらず、住み慣れた地域から遠く離れた場所での生活を余儀なくされる現状がある。地域での望む暮らしは成人期になってから始まるのではなく、児童期から保障されなければならないため、地域に根差した少人数での暮らしの場の創設が必要である。
- ・児童発達支援センターで地域のすべての障害のある子どもを支援できるよう、ST、OT、PT、心理、SW、保育士等の専門職を配置して高機能化し、障害のある子どもと家族にとっての地域支援拠点としての役割を果たすべきである。
- ・児童福祉法には放課後等デイサービスに関して「学校教育法1条に規定する学校に就学している障害児につき、授業の終了後または休業日に（略）」と記されており、専修学校や学籍のない子どもは対象とされていない。また、サービスの利用は「授業の終了後または休業日」に限定されているため、障害があって困り感の高い状態にある不登校の子どもは利用対象ではないことから、専修学校や学籍のない子どもも対象とするとともに、教育との連携を前提に、障害のある不登校の子どもへの支援を提供できるようにする必要がある。
- ・障害児入所施設に在所するいわゆる「過齢児」については、成人としての支援を保障すべきである。成人としての支援（成人サービス）への移行に関しては個々人に応じて丁寧に行う必要があるため、移行の仕組みを構築するとともに、都道府県が責任をもって移行させることを明記する必要がある。

### 3. 障害者の就労支援について

- ・短時間雇用など多様な就労ニーズへの対応や加齢等の影響による一般就労から福祉的就労への移行についてどう考えるか。
- ・雇用と福祉の連携強化についてどう考えるか。(雇用・福祉施策の役割分担、それぞれの課題など)

- ・本人の意向に基づき一般就労(退職)後の活躍の場として福祉施策を活用することや、一般就労と就労継続支援の併用を認めるなど、緩やかな移行への取組みが必要である。
- ・高齢の障害者が福祉的就労に移行する場合、それまで福祉サービスを利用してこなかった方も対象となることが想定されることから、障害福祉サービスに円滑につなげる仕組みが必要である。
- ・雇用と福祉の連携強化、また一般就労へのさらなる促進や共生社会の実現のためには、雇用・福祉施策双方に係る知識等を有した専門支援人材の育成や確保が必要である。人材の育成において、既存の機関を活用するのであれば、障害者就業・生活支援センターの在り方を見直すことで、専門支援人材の確保と育成が期待できるのではないか。
- ・学校卒業後の就労の際、本人の就労能力について、「学校(教育)側の見立て」と「事業所(障害福祉)側の見立て」に乖離があることから、就労の継続のためにも教育と福祉のさらなる連携が必要である。
- ・就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援、就労定着支援のそれぞれの果たす役割が曖昧になりつつあることから、各事業の本来の目的と役割を整理する必要がある。

### 4. その他

- ・介護保険施設等を居住地特例の対象とすることについてどう考えるか。
- ・障害福祉サービス等の制度の持続可能性についてどう考えるか。

- ・介護保険施設等を居住地特例の対象とすることについては、慎重な検討が必要である。居住地特例の対象とすることによって、65歳以上の障害福祉サービスを利用している障害者が同一市区町村で介護保険施設を利用する場合に介護保険施設等が所在する自治体の費用負担は軽減されるため、自治体の財政状況等によって、本人の意思や希望に反した介護保険サービスへの移行(支給決定)へ誘導されることが懸念されることから、本人のサービス選択権や自己決定権が阻害されない仕組みとする必要がある。
- ・制度を担う事業者として人材の確保に窮しており、国、地方自治体を挙げて強力な人材確保策を講じていかなければサービスの維持が困難となり、いずれ制度そのものに影響を及ぼすことが危惧されるため、障害福祉サービス等の制度の持続可能性を検討する際には、予算面とともに、良質な福祉人材の確保・育成を推進する必要がある。
- ・障害者の安心・安全と安定的・継続的なサービス提供体制を確保する意味から頻発する災害や新型コロナウイルス等感染症への対応強化が必要である。実行性のある体制づくりと発災・発症時の迅速・的確な対応を図る観点からも整備が必要である。